

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年4月16日

山口県知事 村岡 嗣政

### 1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名  
令和7年度山口県造林補助金等申請システム導入業務
- (2) 業務内容  
令和7年度山口県造林補助金等申請システム導入業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

### 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「06・コンピュータサービス」小分類「01・システムの設計・開発」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申縦がなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 公募開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 説明書等の配布

令和7年4月16日（水）から4月24日（木）まで山口県農林水産部森林整備課のホームページに掲載する。

URL: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/>

#### 4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

##### (1) 提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出すること。なお、FAX 又は電子メールにより提出する場合は、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

##### (2) 提出場所

山口県農林水産部森林整備課造林保護班

##### (3) 受領期限

令和7年4月28日（月）午後5時まで（必着）

#### 5 提案書の提出方法、提出場所および受領期限

##### (1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

##### (2) 提出場所

山口県農林水産部森林整備課造林保護班

##### (3) 受領期限

令和7年5月8日（木）午後5時まで（必着）

#### 6 プレゼンテーションの日時及び場所

##### (1) 日時

令和7年5月12日（月）午後1時から

##### (2) 場所

山口県庁 10階 農林水産部内会議室

注）プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

#### 7 結果の通知

令和7年5月16日（金）までにすべての参加者に対し通知する。

#### 8 評価に関する事項

評価は、令和7年度山口県造林補助金等申請システム導入支援業務審査委員会が行う。

#### 9 その他

(1) この手続きの開始後に1(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年4月23日（水）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること

##### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

##### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められた場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最高得点者が2社以上出た場合は、「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の運用について」第6(2)に基づき審査委員会の審議で業務委託先を決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 問い合わせ

山口県 農林水産部 森林整備課 造林保護班  
住所：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
電話：083-933-3485 FAX：083-933-3499  
メール：a17800@pref.yamaguchi.lg.jp